

米国 PTAB の trial プラクティスの実体的規則の改正案が提示される

2015年09月07日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

USPTO の長官 Michelle Lee 氏は、AIA 手続に関し受領した 37 個のパブリック・コメントを慎重に検討した後、2015 年 3 月 27 日に、USPTO のブログ上で声明を発表し、PTAB プラクティス関連の応急措置 ("quick-fix") と規則改正案について言及していました。

一つ目は、応急措置 (first proposed-rule package) に関するものであり、審判手続に係るものです。この措置は、スケジューリング・オーダ (scheduling orders) を介してペンディング中のケースにおいて即時発効となり、PTAB に新たにファイルされた申請の全てに適用され、APJs によって実施されることになりました。

二つ目は、PTAB の "trial" プラクティスにおける種々の規則改正 (second proposed-rule package) に関し、今夏に公表される予定でした。なお、改正内容については、確定する前に通知されることになっていました。

上記二つのパッケージ以外に、USPTO は、AIA 手続における PTAB の "trial" プラクティスの種々の側面に関する公衆のための手引き (審判プラクティスの手引き (Trial Practice Guide)) を作成することも予定しています。

このような状況下で、2015 年 5 月 19 日に、PTAB プラクティスの規則が改正 (first Final Rules Package) されました。このパッケージは、上記の first proposed-rule package に対し更に検討が加えられた最終版です。

その後、USPTO は、ほぼ予定どおり、2015 年 8 月 20 日付の官報で、より実体的な内容の規則改正案を公示し、この提案に対するパブリック・コメントを募集しています。なお、募集期限は 2015 年 10 月 19 日に設定されています。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.